

大田区諮問第 97 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 6 月 11 日付け 3 健感発第〇〇号、3 健感発第〇〇号及び 3 健感発第〇〇号によってなした公文書非開示決定は、相当である。

2 開示請求対象情報

- (1) 令和 2 年 12 月 15 日現在において、感染症対策課が管理している「文書目録に記載されている以外の文書」（以下「文書①」という。）
- (2) COVID-19 に関して感染症対策課が収受した文書（残存するもの全て）（以下「文書②」という。）
- (3) COVID-19 に関して感染症対策課が発信した文書（残存するもの全て）（以下「文書③」という。）
- (4) 感染症対策課職員の超過勤務命令簿（残存するもの全て）（以下「文書④」という。）
- (5) 文書①に係る請求に対する公文書非開示決定が令和 3 年 6 月 11 日付け 3 健感発第〇〇号であり、文書②及び文書③に係る請求に対する公文書非開示決定が令和 3 年 6 月 11 日付け 3 健感発第〇〇号であり、文書④に係る請求に対する公文書非開示決定が令和 3 年 6 月 11 日付け 3 健感発第〇〇号である。以下では、文書①、文書②、文書③及び文書④をまとめて「本件公文書」、一連の請求をまとめて「本件請求」、一連の公文書非開示決定をまとめて「本件非開示決定」とすることがある。

3 審査の経過

令和 3 年 9 月 16 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

10 月 25 日 実施機関から説明を聴取し、審査した。

4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

審査請求書及び反論書（令和 3 年 8 月 2 日付け）に記載された主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 3 健感発第〇〇号に係る審査請求の理由

感染症対策課が管理している「文書目録に記載されている以外の文書」を開示請求する趣旨は、「文書目録に記載されている以外の文書」には、どのようなものがあり、そして、これらの文書に基づいて、どのように感染症対策課の業務・事務が適正・適法に運営され、適正・適法に指示され、適正・適法に記録され、かつ、適正・適法に保管保存されているかについて、大田区民として、調査するべきと考えるからである。

これらについて知ることは、大田区民の権利であり、「開示することができない理由：大田区情報公開条例第 9 条第 3 項に該当」は失当である。

以上の点から、対象となる処分は違法・不当であるため、処分の取消しを求める。

(2) 3 健感発第〇〇号に係る審査請求の理由

感染症対策課において、COVID-19 の感染拡大を防ぐため、どのような論文、エビデンスに基づき、対策を行っているのか。もし、外部から収受したものがあれば、それらのものを開示請求したい。また、COVID-19 の感染拡大を防ぐため、感染症対策課が国及び東京都などの外部機関と情報共有のため発信した文書（例えば感染ルート）はあるのか。もし、あるのならば、それらを開示請求したい。

これらを知ることは、大田区民の権利であり、「開示することができない理由：大田区情報公開条例第 9 条第 3 項に該当」は失当である。

以上の点から、対象となる処分は違法・不当であるため、処分の取消しを求める。

(3) 3 健感発第〇〇号に係る審査請求の理由

審査請求人は、感染症対策課において、新型コロナウイルス感染症の対策に職員の残業代として、どのくらいの大田区民の血税が充てられたのかが知りたいのである。

このことは大田区民の権利であり、「開示することができない理由：大田区情報公開条例第 9 条第 3 項に該当」は失当である。

以上の点から、対象となる処分は違法・不当であるため、処分の取消しを求める。

(4) 弁明に対する反論

ア 処分の経緯について

実施機関は、文書の特定において形式上の不備があると認めるときは、請求権者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとし、この場合において、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項に基づき、審査請求人に対して、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。しかし、一連の処分において、実施機関は、審査請求人に対して補正の参考となる情報を一切提供していない。これは実施機関による審査請求人に対する組織的嫌がらせであり、条例第 1 条の目的、条例第 3 条の実施機関の責務及び条例第 6 条第 2 項に違反する。

イ 処分の根拠法令等について

区が保有する区政その他に関する諸情報は膨大な量に及ぶが、それらは、地方自治の主権者である区民のものであり、民主主義はこれら諸情報が区民に対し正確かつ十分に提供されることによって、初めて確保されるものである。

実施機関は、「本件請求は、実施機関の正常な区政運営を妨げる請求である」と主張するが、審査請求人による各請求が、それぞれ、どのように、かつ、具体的に実施機関の正常な区政運営を妨げるのか、説明が不十分である。

補正の参考となる情報を提供することは、区民の「知る権利」を充足する上で実施機関に課せられた義務でもあり、責務でもある。なにゆえ、実施機関は、審査請求人が再三求めたのにもかかわらず、補正の参考となる情報を審査請求人に提供することをしなかったのか。

ウ 実施機関の意見について

実施機関は、本件非開示決定について、「条例第 9 条第 3 項の規定に基づき大田区情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で非開示決定したものであり、その主張はあたらない。」と主張する。しかし、実施機関は、「肝」であるところの大田区情報公開・個人情報保護審査会の意見を審査請求人に示していない。これでは審査請求人は反論できない。このような理不尽なやり方は、区民の「知る権利」を無視したものであり、かつ、民主主義に反するものである。

5 実施機関の弁明の要旨

ア 処分の経緯について

審査請求人は、文書①、文書②及び文書③については、実施機関が行った対象文書を特定するために必要な事項に関する問合せに対して十分な回答を行わなかった。また、文書④については、実施機関が行った「令和元年 12 月分及び令和 2 年 12 月分の時間外勤務命令簿（以下、審査請求人の請求の表現に合わせて「超過勤務命令簿」という。）を開示すること」という対象文書の限定の提案に応じなかった。このように、審査請求人は、実施機関が対象公文書を開示するに当たりその事務負担を軽減するために行った提案に応じる姿勢を示さなかった。

イ 処分の根拠法令等について

条例は、公文書の開示請求者に対して、この制度の趣旨及び目的に沿って適正な請求に努め、利用者が得た情報は適正に使用しなければならないと規定している。

条例第 9 条第 3 項は、実施機関は、この条例の目的又は第 4 条に定める利用者の責務に反していると認める開示の請求については、大田区情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、当該請求に係る公文書を開示しないことができるとしている。

実施機関は、この条例の趣旨及び目的を逸脱した請求や権利の濫用に該当するような請求が提出された場合には、条例第 9 条第 3 項を適用するものとされている。

本件請求は、実施機関の正常な区政運営を妨げる請求であるため、本項を適用し、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該請求に係る公文書を開示しないことについて意見を求めた。

諮問に対する答申を受け、実施機関において、本件請求は条例第 9 条第 3 項の「開示しないことができる開示請求行為」に該当し、条例第 1 条に定める条例の目的及び条例第 4 条に定める利用者の責務に適合しないと判断し、公文書を開示しないことを決定した。

ウ 実施機関の意見について

審査請求人は、「開示することができない理由：大田区情報公開条例第 9 条第 3 項に該当」は失当である旨主張する。

しかし、審査請求人は対象文書特定のための再三の補正依頼に応じず、補正依頼に対して更なる回答要求や情報開示を求めた経緯があり、本件請求は、実施機関における喫緊の課題に関する業務を停滞させる等、正常な区政運営を妨げることになり、区政に対する区民の信頼を損なうものである。

このため、本件請求は、条例の目的に照らして適切と認めがたいため、公文書を開示しないことについて、条例第 9 条第 3 項の規定に基づき大田区情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で非開示決定したものであり、その主張はあたらない。

6 審査会の判断

(1) 審査会が認める事実

令和 2 年 12 月 15 日、審査請求人は、文書①に係る公文書開示請求をした。同月 17 日、審査請求人は、文書②及び文書③に係る公文書開示請求をした。同月 23 日、実施機関は、文書①、文書②及び文書③の公文書開示請求については、公文書を特定するために必要な事項の記載がされていない、若しくは請求文書が膨大な量に上ることから、審査請求人に対して、対象文書を特定するよう補正依頼の文書を発出した。同日、審査請求人は、文書④に係る公文書開示請求をした。

令和 3 年 1 月 6 日、実施機関は、審査請求人に対して、文書④に係る公文書開示請求に係る補正についての文書を発出し、年度途中で異動となった職員や業務を兼務している職員がいるため、職員の範囲を限定するよう依頼した。また、指定する期間についても、感染症対策課へ異動した以降のものでよいかについて特定を依頼した。さらに、現在、新型コロナウイルス感染症対策対応のため、開示請求に対応する人員及び開示準備の作業時間確保が非常に困難な状況にあることを説明し、開示決定後、開示する文書については、開示文書の作成が完了した段階から順次開示を行うことを伝えた。

同月 8 日、審査請求人より、実施機関に対して、同月 6 日付けの補正依頼に対する回答書が提出された。そこでは、補正の参考となる情報として、①「令和 2 年 12 月末現在における感染症対策課に所属する職員の氏名・職務の情報（そのうち、年度途中で異動となった職員および業務を兼務している職員の氏名・職務も明らかにされたい）」、②「令和元年 12 月末現在におけ

る感染症対策課に所属する職員の氏名・職務の情報（そのうち、年度途中で異動となった職員および業務を兼務している職員の氏名・職務も明らかにされたい）」という情報を提供するよう要求があった。また、上記①②を比較することにより、新型コロナウイルス感染症の対策に、職員の残業代としてどのくらいの大田区民の血税等が充てられたかが理解できるため、これが開示請求の趣旨であることが説明され、上記①及び②が「指定される期間」であるとの回答があった。

同月 20 日、実施機関は、審査請求人に対して、文書①、文書②及び文書③について、再度文書特定のための補正依頼の文書を発出した。また、現在、新型コロナウイルス感染症対策のため非常に業務がひっ迫し、開示請求に対応する人員及び開示準備の作業時間確保が非常に困難な状況にあることを説明し、開示決定後、開示する文書については、開示文書の作成が完了した段階から順次開示を行うことについて了承するよう再度依頼した。

同月 27 日、審査請求人より、実施機関に対して、同月 20 日付けの補正依頼に対する回答書が提出されたが、文書の特定には応じず、依頼文書中の文言に対する回答要求があるのみであった。

同年 2 月 15 日、実施機関は、審査請求人に対して、同年 1 月 27 日付け回答書中の問合せに対する回答を発出し、未だ文書の特定ができていない旨説明した。また、文書④が「超過勤務命令簿」であることは認識していることを伝え、対象文書を確認しても超過勤務手当の単価は個人別となり公表していないため、残業代を知ることはできないので、審査請求人が知りたい情報を記載した文書は存在しないことを説明した。さらに、感染症対策課長が決定した令和元年 12 月分と令和 2 年 12 月分の超過勤務命令簿を比較することで超過勤務時間の増の確認はできるため、その 2 か月分について超過勤務命令簿を開示する対応を提案した。

同日、実施機関は、条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

同月 22 日、審査請求人より、実施機関に対して、同月 15 日付け回答に対する回答書が提出されたが、その内容は、「意味が分からない」、「特定できないとの主張は虚偽である」、「根拠を示して欲しい」というものであった。また、審査請求人は、実施機関が開示する文書については開示文書の作成が

完了した段階から順次開示を行うことについて了承するよう依頼したことに
対して、速やかに公文書を開示するよう求めた。

同年 3 月 19 日、実施機関は、審査請求人に対して、同年 2 月 22 日付け回
答書の問合せに対し、回答を発出するとともに、改めて文書特定のための補
正を依頼した。また、文書④に係る公文書開示請求については、感染症対策
課長が決定した令和元年 12 月分と令和 2 年 12 月分の超過勤務命令簿を開示
する対応としたい旨の提案を再度行った。

同年 4 月 5 日、審査請求人より同年 3 月 19 日付け文書に対し回答書が提
出されたが、その内容は、「私が請求を求める文書について既に特定してい
ることは明らかである」と主張するものであり、実施機関からの補正の求め
に応じることはなく、文書内の文言に対して更なる回答要求を重ねるもので
あった。

同年 5 月 12 日、当審査会は、本件請求については、これらの請求に係る
公文書を開示しないこととするのが相当であるとする答申（答申第 86 号）
を発出し、実施機関は、同年 6 月 1 日付けでこの答申を受けた。

同月 11 日、実施機関は、審査請求人が行った本件請求は条例第 9 条第 3
項に該当し、条例第 1 条に定める条例の目的及び条例第 4 条に定める利用者
の責務に適合しないとして、本件非開示決定を行い、その旨を審査請求人に
通知した。

(2) 本件公文書の非開示について

当審査会は、答申第 86 号において既に、審査請求人が行った本件請求に
ついては、これらの請求に係る公文書を開示しないこととするのが相当であ
るとしている。その結論は本件審査請求においても変わりはなく、本件非開
示決定に違法又は不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、文書④については、かかる公文書開示請求書に記載された
「感染症対策課職員」には兼務職員も含まれること、超過勤務命令簿に記載
された期間については令和元年 12 月と令和 2 年 12 月からそれぞれ 12 か月、
6 か月又は 3 か月遡ったものを指定する旨を主張しているので、この点につ
いて検討する。

当審査会の調べによると、兼務職員の感染症対策課における超過勤務時間

については、本来の帰属先である現所属に尋ねて、当該業務が現所属の業務なのか、感染症対策課の業務なのかを判別するといった作業内容等の確認を要するものも多いため、現段階では正確な数字を算出することは難しいものの、文書④について審査請求人からの開示請求に応じた場合、その対象文書の分量は、極めて控えめに見積もっても、遡及分を3か月とした場合（合計6か月）には約850枚、6か月とした場合（合計12か月）には約1200枚、12か月とした場合（合計24か月）には約2250枚に上ることが判明した。対象文書には1枚につき職員の氏名、職員番号、作業内容及び勤務時間が記載されており、非開示部分について逐一マスキング処理を施すための実施機関の職員の事務処理の手間はなお膨大であることが認められる。

以上の点を考慮すると、実施機関としては、審査請求人に対し、条例の目的の達成に必要な範囲内において、対象文書を限定したり、回数を分けて開示を行ったり、期間を延長するなどのやり取りを通じて、その事務負担を軽減するための提案を行うことが許容されるものと解される。

したがって、当審査会が答申第86号を発出した当時と比較して、結論が変わるほどの状況の変化が生じたとは認めることができない。

(4) 結語

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子